

「令和3年」及び「令和4年」における 筆記試験合格科目免除の特例措置について

「令和2年保育士試験(前期)筆記試験」が、新型コロナウイルス感染症の影響により、全都道府県において中止となったことを踏まえ、令和3年から令和4年まで、**特例措置として**筆記試験合格科目免除についてを下記のとおりと致します。

特例措置と従来の免除制度では対象の免除期間や免除申請するために必要な勤務期間等が異なりますので、下記の内容を必ず確認のうえ、受験申請をしてください。

令和3年試験

1. 筆記試験合格科目免除期間

通常、過去2年(平成31(令和元)年・令和2年)の合格科目免除に加えて、**平成30年の合格科目を免除することができます。**(一部科目合格通知書等のコピーの提出で免除申請できます。**勤務経験等の条件は不要**です。)

2. 筆記試験合格科目免除期間延長制度

合格科目免除期間延長制度により、**平成28年**・平成29年の合格科目を免除することができます。免除に必要な勤務期間・勤務時間については以下を確認してください。

○特例措置の合格科目免除期間延長制度

①平成28年に合格した科目を免除申請する場合

・平成28年4月～令和3年3月の期間に、2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成28年度 平成28年4月～平成29年3月	平成29年度 平成29年4月～平成30年3月	平成30年度 平成30年4月～平成31年3月	平成31年度 (令和元年) 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月
 この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務					対象期間外

・受験申請の際、**様式3**「平成28年合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を提出してください。

②平成29年に合格した科目を免除申請する場合

・平成29年4月～令和3年3月の期間に、1年以上かつ1,440時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成28年度 平成28年4月～平成29年3月	平成29年度 平成29年4月～平成30年3月	平成30年度 平成30年4月～平成31年3月	平成31年度 (令和元年) 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月
対象期間外	 この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務				対象期間外

令和4年試験

1. 筆記試験合格科目免除期間

通常、過去2年(令和2年・令和3年)の合格科目免除に加えて、**平成31(令和元)年の合格科目を免除することができます。**(一部科目合格通知書等のコピーの提出で免除申請できます。**勤務経験等の条件は不要**です。)

2. 筆記試験合格科目免除期間延長制度

合格科目免除期間延長制度により、**平成29年**・平成30年の合格科目を免除することができます。免除に必要な勤務期間・勤務時間については以下を確認してください。

○特例措置の合格科目免除期間延長制度

①平成29年に合格した科目を免除申請する場合

・平成29年4月～令和4年3月の期間に、2年以上かつ2,880時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成29年度 平成29年4月～平成30年3月	平成30年度 平成30年4月～平成31年3月	平成31年度 (令和元年) 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月
この期間に2年以上かつ、2,880時間以上の勤務					対象期間外

・受験申請の際、所定の「合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を提出してください。

②平成30年に合格した科目を免除申請する場合

・平成30年4月～令和4年3月の期間に、1年以上かつ1,440時間以上の勤務経験がある方は免除申請できます。

平成29年度 平成29年4月～平成30年3月	平成30年度 平成30年4月～平成31年3月	平成31年度 (令和元年) 平成31年4月～令和2年3月	令和2年度 令和2年4月～令和3年3月	令和3年度 令和3年4月～令和4年3月	令和4年度 令和4年4月～令和5年3月
対象期間外	この期間に1年以上かつ、1,440時間以上の勤務				対象期間外

・受験申請の際、所定の「合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を提出してください。

【参考】従来の合格科目免除期間について

合格した試験科目は、合格した年を含めて3年間免除されます。本来であれば、令和3年試験の場合、「平成31(令和元年)・「令和2年」の合格科目が免除となります。

また、合格科目免除期間延長制度により、通常3年間(合格した年を含む)の合格科目の有効期間を、対象施設において対象期間内に所定の勤務期間および勤務時間、児童等の保護または援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事した場合、最長5年まで延長できます。本来であれば、令和3年試験の場合、平成29年および平成30年の合格科目が対象となります。